

継続

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	一種(令和6年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁少発第267号
丁情対発第192号
令和3年3月23日
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通達）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第75号）が別添のとおり、平成29年6月23日付けで公布され、公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされた。

この背景には、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」という。）の制定時に主に流通していた従来型の携帯電話を想定した措置では対応困難な、スマートフォン、携帯電話回線を利用するタブレット等の機器や、アプリケーション、公衆無線LAN経由のインターネットの利用が急速に拡大し、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化していることが挙げられる。

法改正の概要については下記1のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにするとともに、インターネット利用に起因する児童の犯罪被害や非行を防止するため、下記2の取組を推進されたい。

記

1 法改正の概要

(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の義務

新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、以下の義務を新たに課した。

ア 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務（改正後の法第13条関係）

携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びその契約代理店（以下「携帯ISP等」という。）に対し、スマートフォンをはじめとした携帯電話端末

等の契約者又は使用者が青少年であるかどうかを確認する義務を課した。

イ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務（改正後の法第14条関係）

携帯 I S P 等に対し、携帯電話端末等の契約者が青少年である場合には当該青少年に対し、契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約をしようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対して、

(ア) 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨

(イ) 青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）の利用の必要性及び内容並びにウの青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下「フィルタリング有効化措置」という。）の必要性及び内容

について説明する義務を課した。

ウ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務（改正後の法第16条関係）

携帯 I S P 等に対し、携帯電話回線契約の締結等と併せて販売される携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講ずる義務を課した。

（ただし、その青少年の保護者が、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。）

フィルタリング有効化措置とは、無線 LAN 回線やアプリケーション対策のために必要な端末側の設定として、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（以下「フィルタリングソフトウェア」という。）のインストール・設定や、インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムによりアプリケーションの機能を制限する措置をいう。

(2) インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲拡大（改正後の法第18条関係）

インターネット接続機器の製造事業者に対し、フィルタリングソフトウェアを組み込むこと等、フィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講ずべきことを義務付ける規定の対象となる機器について、携帯電話端末及び P H S 端末もその対象に含めることとした。

(3) O S 開発事業者の努力義務（改正後の法第19条関係）

O S 開発事業者に対し、携帯 I S P 等によるフィルタリング有効化措置及びインターネット接続機器製造事業者によるフィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、プログラムを開発する努力義務を課した。

2 インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等防止に関する取組

(1) 保護者に対する啓発活動の強化

ア フィルタリング利用の一層の促進

今回の法改正を機会として、保護者に対して、フィルタリングに対する理解を幅広く浸透させ、フィルタリング利用の更なる促進を図ること。

イ 学校等と連携した効果的な啓発

学校や教育委員会等と連携の上、進学・進級時における保護者説明会等、多くの保護者が参加する学校行事等の機会を有効に活用し、児童の犯罪被害や非行を防止するための対策等について啓発活動を実施するとともに、説明会等に参加できない保護者に対しても、啓発資料が確実に配布されるよう学校等の協力を得るなどして、より多くの保護者に啓発の効果が行き渡るように努めること。

ウ 最新の情勢を踏まえた分かりやすい啓発

スマートフォン等の利用に係る児童の犯罪被害や非行の実態、タブレット端末、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー等の児童が利用する機器に応じた適切な管理方法、各事業者が提供するフィルタリング、家庭でのルールづくり等について、可能な限り最新の情報に基づいた内容とし、保護者にとって分かりやすい説明に配慮すること。

(2) 携帯 I S P 等に対する要請の徹底

携帯 I S P 等は、今回の法改正を受けて、今後、携帯電話回線契約の締結と併せて販売される携帯電話端末等について、携帯電話回線に係るフィルタリングのほか、無線 L A N 回線のフィルタリングや、青少年有害情報の閲覧を可能とする出会い系やアダルト系等のアプリケーションの利用を制限するアプリフィルタリングの設定等を法律上の義務として新たに課されることになることから、これを機会にフィルタリングの利用推奨等フィルタリング普及のための取組が一層徹底されるよう、管内の携帯 I S P 等に対する要請を徹底すること。

(3) 児童に対する情報モラル教育の推進

コミュニティサイトに起因する被害児童数は、平成21年以降、毎年1,000人を超える高い水準で推移しているが、被害事例を見ると、多くの児童がインターネット上で知り合った者と接触することに抵抗を感じていないほか、コミュニティサイト上における個人情報の公開や、不正なアプリケーションのダウンロードによる端末・利用者情報等の外部送信の危険性に対する認識が希薄であることがうかがえる。

他方、インターネット上での不適切な書き込みや画像等の投稿により、児童が検挙・補導される事案も多発しているが、インターネットの特性や自己の行為の重大性を十分に認識できていない児童も多く認められるところである。

このような情勢を踏まえ、次に掲げる事項に留意の上、児童に対する情報モラル教育を推進すること。

ア 具体的な事例に基づく啓発

非行防止教室等において、具体的な被害事例や非行事例を基に、インターネットの特性や危険性について啓発するとともに、教職員が活用できるような最新の事例や対策に関する情報を学校に提供するなど、児童の情報モラルを向上させるための取組を推進すること。

イ 児童の発達段階に応じた分かりやすい啓発

携帯ゲーム機等の利用により、低年齢児童が被害に遭う事例もみられることから、児童がその発達段階に応じて適切にインターネットを利用できるよう、児童の年齢等を踏まえた分かりやすい啓発に努めること。

(4) 関係機関・団体、事業者等との連携の強化

ア 効果的な体制の構築

取組の推進に当たっては、各都道府県警察の少年担当部門とサイバー担当部門が緊密に連携することはもとより、知事部局、教育委員会、学校等の関係機関や携帯ISP等の関係事業者による協議会を設置するなど、相互に連携した取組が推進できるよう効果的な体制の構築に努めること。

イ ボランティアの活用等

(ア) サイバー防犯ボランティアの効果的活用

サイバー防犯ボランティア、その他の関係者に対し、実際のコミュニティサイトの書き込み内容を示すなどして児童被害の実態を説明し、コミュニティサイトにおける児童被害防止対策が急務であることを認識させ、サイバーパトロールによる不適切な書き込み等の発見、事業者への通報活動を行ってもらするなど、サイバー防犯ボランティアの力を最大限引き出すとともに、効率的かつ積極的に活動を行うことができるよう支援にも努めること。

(イ) 少年警察ボランティアの効果的活用

少年警察ボランティアに対し、委嘱時の研修や少年補導員連絡協議会等の会合において、インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等の実態のほか、インターネットの特性や危険性について幅広く情報提供を行うとともに、街頭補導等の活動の機会を利用した啓発活動の実施を促すなど、少年警察ボランティアの効果的な活用に努めること。

ウ 条例改正の動向への参画

都道府県によっては、青少年保護育成条例等に、携帯電話回線に係るフィルタリングを使用しない場合の書面提出を保護者に義務付けるなどの規定が設けられているが、スマートフォンの普及を踏まえ、その利用に係る被害実態等の情報を提供するなど、引き続き、知事部局の条例改正の動向に積極的に参画すること。

エ 職員の知識の向上等

少年の健全育成を目的とした啓発活動を積極的に行っているインターネット関連事業者もあることから、必要に応じて、専門的知識のあるこれらの事業者に協力を求め、連携した啓発活動を実施するとともに、警察職員を対象とした研修会等に講師として招致するなどして、職員の知識の向上にも努めること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成29年8月28日

（有効期間：平成33年3月31日）

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律 (七〇)
- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律 (七一)
- 刑法の一部を改正する法律 (七二)
- 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律 (七三)
- 農業災害補償法の一部を改正する法律 (七四)
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律 (七五)
- 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律 (七六)

〔政 令〕

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (一六四)
- 職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令 (一六五)

〔省 令〕

- 自衛隊法施行令等の一部を改正する政令 (一六六)
- 水銀に関する水俣条約 (一八)
- 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定 (一九)
- 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (経済産業四八)
- 指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令等の一部を改正する省令 (防衛九)

〔告 示〕

- 国際連合安全保障理事会決議第一千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があつた公告国際テロリストを公告する件 (国家公安委三二)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件の一部を改める件 (総務二〇一)
- 水銀に関する水俣条約の効力発生に関する件 (外務二二〇)
- 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の効力発生に関する件 (同二二一)

〔資 料〕

- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件 (同二二二)
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (厚生労働二二六)
- 四半期別GDP速報 (二次速報) (二〇一七 (平成二十九) 年一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二月)

本号で公布された法令のあらまし

◇農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律 (法律第七〇号 (農林水産省))

一 農林物資の規格化等に関する法律の一部改正関係

1 題名

題名を「日本農林規格等に関する法律」とすることとした。(題名関係)

2 目的

この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もつて農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

3 定義等

(一) 日本農林規格について、農林物資の取扱の方法、農林物資に関する試験の方法等についての基準を内容とするものを制定することができることとした。(第二条第二項関係)

(二) 改正前の「認定」の用語を「認証」とすることとした。(第二条第三項及び第三章関係)

4 日本農林規格の制定の申出

農林水産大臣は、日本農林規格を制定すべき旨の申出を受けたときは、速やかに、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成し、これを審議会に付議するものとした。(第四条第二項関係)

◇農業災害補償法の一部を改正する法律（法律第七十四号）（農林水産省）

1 題名の改正
法律の題名を「農業保険法」とすることとし、（題名関係）

2 目的の改正

この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故による損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動等による農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資することを目的とする。と改定した。（第一条関係）

3 農業経営収入保険事業の創設

(一) 農業経営収入保険事業は、次に掲げる事業とすることとした。（第一七五条第二項関係）
(1) 被保険者の農業収入の減少について、保険金を交付する事業
(2) 保険金の支払が見込まれる被保険者に対して、その見込額の範囲内で、農業経営の安定に必要な資金を貸し付ける事業

(二) 農業経営収入保険の保険資格者は、農業を営み、かつ、青色申告書を提出する個人又は法人とすることとした。ただし、農業共済事業その他の農業収入の減少を補填する事業を利用する者は該当しないこととした。（第一七六条関係）

(三) 全国を区域とする農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）は、農業経営収入保険事業を行うことができることとした。（第一七五条第一項）

(四) 全国連合会は、被保険者の農業収入金額が保険限度額に達しないときに、その差額に、保険金額の保険限度額に対する割合を乗じて得た金額を保険金として支払うこととした。（第一八一一条関係）

(五) 農業経営収入保険の保険関係には、積立金を積み立て、農業収入金額が補填限度額に達しないときに特約補填金を受け取る特約をすることができるとし、当該特約補填金の四分の一は当該積立金を、四分の三は(五)の交付金をもって充てることとした。（第一八二条関係）

(六) 全国連合会の役員等は、農業経営収入保険に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第一八九条関係）

(七) 国庫は、保険料の二分の一に相当する金額を負担するとともに、全国連合会に対し、(五)の特約補填金に充てるための交付金を交付することとした。（第一六条及び第一八条関係）

(八) 政府は、全国連合会が負う保険責任を再保険することとした。（第二〇四条関係）

(九) その他保険関係に関する規定等を整備することとした。

4 農業共済事業の見直し

(一) 農作物共済の当然加入制を廃止することとした。（旧第一六条及び第一〇四条関係）

(二) 家畜共済を死亡廃用共済及び疾病傷害共済に分離することとした。（第九七条第二項関係）

(三) 各共済事業の共済掛金率は、危険段階ごとに定めることとした。（第一三七条第一項等関係）

(四) 各共済事業、政府の再保険事業等の運営の細目に関し、政省令に委任するための規定を整備することとした。

(五) 一定年間共済金の支払を受けない組合員等に対する共済掛金の一部払戻しを廃止することとした。（旧第一〇二条関係）

5 農業共済団体

(一) 全国連合会等
(1) 農業共済組合連合会の区域は都道府県又は全国の区域、特定組合の区域は一又は二以上の都道府県の区域とすることとした。（第五五条関係）

(2) 全国連合会の組合員資格者は、特定組合及び都道府県を区域とする農業共済組合連合会のほか、(一)の共済事業の共済資格者とする。こととした。（第二〇条第三項、第五五項関係）

(二) 特定合併及び事業譲渡
(1) 全国連合会は、特定組合等と合併できることとした。（第九一条関係）

(2) 農業共済組合は、共済事業を全国連合会に譲渡することができることとした。（第九四条第一項及び第二項関係）

(3) 農業共済団体は、共済事業の効率化を図るため、合併の推進等に努めることとした。（第九五条関係）

(4) 全国連合会は、(1)の合併をした特定組合等の区域に相当する区域における共済事業等を行うことができることとした。（第一〇〇条関係）

6 監督

農業共済組合に対する検査は、都道府県知事の要請があり、かつ、農林水産大臣が必要であると認める場合には、農林水産大臣及び都道府県知事が行うこととした。（第二二条関係）

7 附則

(一) 所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこととした。

(二) 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律による改正後の農業保険法の施行状況等を勘案し、農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとした。（附則第一四条関係）

(三) この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◆青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（法律第七五号）（内閣府本府）

1 携帯電話インターネット接続業務の定義の変更（第二条第七項関係）
この法律において「携帯電話インターネット接続業務」とは、専ら携帯電話端末等（その一端が携帯電話端末又はPHS端末と接続されるための伝送路設備に接続される移動端末設備であつて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧することができるものをいう。以下同じ）からのインターネットへの接続を可能とする電気通信業務であつて青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいうこととした。

2 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の青少年確認義務（第一三条関係）
(一) 携帯電話インターネット接続業務提供事業者及び携帯電話インターネット接続業務提供事業者の携帯電話インターネット接続業務の提供に関する契約（以下「業務提供契約」と

いう。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続業務提供事業者等」という。）は、業務提供契約の更新を内容とする契約又は当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴う当該既契約に係る携帯電話端末等の変更をその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該業務提供事業者と締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならないこととした。

(二) 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、(一)により業務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該業務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならないこととした。

(三) 携帯電話端末等を青少年に使用させるために業務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等が(二)による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続業務提供事業者等に対し、その旨を申し出なければならないこととした。

3 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の説明義務（第一四条関係）
携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、業務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、業務提供契約に係る携帯電話端末等の使用が青少年であり、かつ、当該業務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならないこととした。

(一) 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨
(二) 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第四の青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

4 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務(第一六条関係)
携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、携帯電話端末等(青少年有害情報フィルタリング有効化措置(インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下同じ))を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く)であつて、その販売が携帯電話インターネット接続業務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの(以下「特定携帯電話端末等」という)を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る業務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならないこととし、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでないこととした。

5 インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲の拡大(第一八条関係)
インターネット接続機器の製造事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むこと等青少年有害情報フィルタリングソフトウェア等の利用を容易にする措置を講ずべきことを義務付ける規定の対象となる機器について、携帯電話端末及びPHS端末もその対象に含めることとした。

6 インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者の努力義務(第一九条関係)
プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置及び当該インターネット接続機器を製造する事業者の青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該プログラムを開発するよう努めなければならないこととした。

7 施行期日等
(一) 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後の第一三条から第一六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第四條関係)
(二) その他所要の経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。
(三) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律(法律第七六号)(農林水産省) 目的

1 この法律は、鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要であることに鑑み、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための措置その他の鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、もつて商業捕鯨の実施による水産業及びその関連産業の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的とすることとした。(第一條関係)

2 定義
(一) この法律において「鯨類科学調査」とは、鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するための科学的情報を収集することを目的として行う鯨類に関する科学的な調査であつて、鯨類の捕獲その他の方法により行うものうち、この法律の定めるところにより実施されるものをいうこととした。(第二條第一項関係)

(二) この法律において「妨害行為」とは、鯨類科学調査又はこれに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為を妨害する行為をいうこととした。(第二條第二項関係)
3 基本原則
鯨類科学調査は、次に掲げる基準の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴つて実施されるものとする。 (第三條関係)
(一) 主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。
(二) 我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。
(三) 必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われ、それにより得られた研究成果は広く公表されること。
(四) 必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

4 国の責務
国は、(三)に定める鯨類科学調査についての基本原則(以下「基本原則」という)のっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。(第四條関係)

5 基本方針
政府は、基本原則のつとより、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針(以下「基本方針」という)を定めなければならないこととした。(第五條関係)

6 鯨類科学調査計画
農林水産大臣は、基本方針に即して、鯨類科学調査の実施に関する計画を策定することとした。(第六條関係)

7 指定鯨類科学調査法人等
指定鯨類科学調査法人等が鯨類科学調査を実施することとした。(第七條及び第八條関係)

8 鯨類科学調査の実施体制の整備等
政府は、7の指定鯨類科学調査法人等に対し、予算の範囲内において、鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助するとともに、鯨類に関する科学的な調査研究を行う人材の養成及び確保、鯨類科学調査の実施のための船舶及びその乗組員の確保その他必要な措置を講ずることとした。(第九條及び第一〇條関係)

9 妨害行為への対応等のための施策
政府は、妨害行為への対応等のための支援、政府職員及び船舶の派遣、関係行政機関の情報共有、外交上適切な措置並びに妨害行為を行うおそれがある外国人の入国等の管理に関する必要な措置をとることとした。(第一一條・第一四條関係)

10 鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等
(一) 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用を努めるとともに、鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解を深めるために必要な措置を講ずることとした。
(二) 政府は、鯨類に関する文化等についての広報活動の充実その他の必要な措置を講ずることとした。

(三) 政府は、捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るため、関係国との連携及び関係国への働きかけの強化その他必要外交上の措置を講ずることとした。(第一五條関係)

11 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用
政府は、鯨類科学調査の終了後の鯨類の有効かつ合理的な利用の確保、学校給食等における利用の促進及び加工、販売等を行う事業者等への妨害に関し不安を生じさせることがないよう必要な措置を講ずることとした。(第一六條関係)

12 財政上の措置等
政府は、8の補助のほか、必要な財政上の措置等を講ずることとした。(第一七條関係)

13 鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査についての措置
政府は、鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査について、必要があると認めるときは、9及び12の措置に準じて必要な措置を講ずることとした。(第一八條関係)

14 施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

第二条第七項中「携帯電話端末又は PHS 端末」を「専ら携帯電話端末等（その一端が携帯電話端末末又は PHS 端末と接続されるための伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法第十二條の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいう。）であつて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧することができるものをいう。以下同じ。）に改め、同条第九項中「ものをいう」の下に、「第十六条及び第十九条において同じ」を加える。

第六条第二項中「携帯電話端末及び PHS 端末」を「携帯電話端末等」に改める。
 第八条から第十六条までを四章ずつ繰り上げる。
 第十四条から第十六条までを四章ずつ繰り上げる。
 第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等
 第十七条第一項中「携帯電話インターネット接続業務を提供する契約」を「役務提供契約」に、携帯電話端末若しくは PHS 端末」を「役務提供契約に係る携帯電話端末等」に改め、同条第二項を削り、第四章中同条を第十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

（携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の青少年確認義務）
 第十三条 携帯電話インターネット接続業務提供事業者及び携帯電話インターネット接続業務提供事業者の携帯電話インターネット接続業務の提供に關する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続業務提供事業者等」という。）は、役務提供契約（既に締結されている役務提供契約（以下この項において「既契約」という。）は、役務提供契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならぬ。

2 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、前項の規定により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならぬ。
 3 携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等が前項の規定による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続業務提供事業者等に対し、その旨を申し出なければならない。

第十四条 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。
 一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨
 二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容
 第十八条を第十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

（携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務）
 第十六条 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、携帯電話端末等（青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネット接続業務を利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）を講ずる必要性が低いものとして総務省令、経済産業省令で定めるものを除く）であつて、その販売が携帯電話インターネット接続業務の提供と関連性を有するものとして総務省令、経済産業省令で定めるもの（以下この条において「特定携帯電話端

末等」という。）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。
 第十九条の見出し中「インターネットと接続する機能を有する機器」を「インターネット接続機器」に改め、同条中「携帯電話端末及び PHS 端末を除く」を「以下この条及び次条において「インターネット接続機器」という」に、「当該機器」を「インターネット接続機器」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。
 （インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムの開発する事業者の努力義務）
 第十九条 プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置及び当該インターネット接続機器を製造する事業者の青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。
 第二十四条第二項及び第六項、第二十五条第一項並びに第二十九条（見出しを含む）中「総務省令及び経済産業省令」を「総務省令・経済産業省令」に改める。

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 （携帯電話インターネット接続業務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務に關する経過措置）
 第二条 この法律による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「新法」という。）第十五条の規定は、この法律の施行の際現に締結されている新法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続業務の提供に關する契約であつて、この法律による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続業務の提供に關する契約でないもの（以下この条において「特定役務提供契約」という。）に基づき新法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続業務の提供については、適用しない。ただし、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に、特定役務提供契約の変更を内容とする契約又は特定役務提供契約の更新を内容とする契約であつて、当該特定役務提供契約の相手方又は当該特定役務提供契約に係る携帯電話端末等（同項に規定する携帯電話端末等をいう。）の変更を伴うものが締結された場合は、この限りでない。
 （携帯電話端末又は PHS 端末の製造事業者の義務に關する経過措置）
 第三条 施行日前に製造された携帯電話端末又は PHS 端末及び当該携帯電話端末又は PHS 端末と同一の型式に属する携帯電話端末又は PHS 端末であつて施行日以後に製造されるものの販売については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十八条本文の規定は、適用しない。
 （検討）
 第四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法第十三条から第十六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年（新法第二条第一項に規定する青少年をいう。）が青少年有害情報（新法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。）の閲覧（同項に規定する閲覧をいう。）をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法(平成十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項第二十六号の二中「第十二条第一項」を「第八条第一項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
経済産業大臣 世耕 弘成

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十六号

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要であることに鑑み、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための措置その他の鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、もつて商業捕鯨の実施による水産業及びその関連産業の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鯨類科学調査」とは、鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するための科学的情報を収集することを目的として行う鯨類に関する科学的な調査であつて、鯨類の捕獲その他の方法により行うもののうち、この法律の定めるところにより実施されるものをいう。
2 この法律において「妨害行為」とは、鯨類科学調査又はこれに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為を妨害する行為をいう。

(基本原則)

第三条 鯨類科学調査は、次に掲げる基準の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴つて実施されるものとする。

一 主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。
二 我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。
三 必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われ、それにより得られた研究成果は広く公表されること。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める鯨類科学調査についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鯨類科学調査の意義に関する事項
 - 二 鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標
 - 三 前号の目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施に関する基本的事項
 - 四 鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項
 - 五 妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項
 - 六 鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項
 - 七 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項
 - 八 その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項
- 3 農林水産大臣は、あらかじめ法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。第十三条第一項において同じ。)と協議して、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(鯨類科学調査計画)

第六条 農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、農林水産省令で定めるところにより、鯨類科学調査の実施に関する計画(以下「鯨類科学調査計画」という。)を策定するものとする。

- 2 鯨類科学調査計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鯨類科学調査の実施海域
 - 二 鯨類科学調査の期間
 - 三 鯨類科学調査の方法(鯨類の捕獲により行うものにあつては、その対象とする鯨類の種類及び頭数を含む。)
 - 四 その他鯨類科学調査の実施に必要な事項
 - 五 その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項
- 3 農林水産大臣は、鯨類科学調査計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、鯨類科学調査の実施の状況等を勘案して、適宜、鯨類科学調査計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 5 第三項の規定は、前項の規定による鯨類科学調査計画の変更について準用する。

(指定鯨類科学調査法人)

第七条 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、指定鯨類科学調査法人として指定することができる。

- 2 指定鯨類科学調査法人は、鯨類科学調査を実施すること(次条第一項に規定する協力をするを含む。)を業務とする。
- 3 指定鯨類科学調査法人は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、鯨類科学調査の実施の状況を報告し、鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定鯨類科学調査法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 6 第一項の指定の手續その他指定鯨類科学調査法人に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。